

令和元年度 神戸市立長峰中学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 5 月 15 日改定

校訓『自由と規律』

はじめに

本校は開校以来「自由と規律」の校訓のもと、生徒の自主・自立の精神を育むため、規律ある生活を心がけ、ルールやマナーを身につけさせ、いじめや暴力のない明るく楽しい学校づくりを目指してきた。

この度、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、「神戸市立長峰中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- ①神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。
- ②生徒、教職員の人権感覚を高める。
- ③生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

の5つのポイントに重点を置いて以下の取組を進めるものとする。

1 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 本校の教職員の意識と責務

- ・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じることができるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図ることができるように、わかる授業の実践に努める。

- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳授業や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・嫌がらせやからかい、いじりなどの暴力を伴わないいじめも、生命または身体に重大な危険を生じさせることを理解し、このような言動を生徒が行わない指導を行う。
- ・生徒一人ひとりの変化に気づくことができる鋭敏な感覚を磨くように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聴く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やその対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・いじめに関する問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援を行う責務を負う。
- ・対処したいじめ問題には、繰り返されることのないよう継続的に関わっていく。

3 校内体制について

(1) 校内いじめ問題対策委員会を設置する。

校長、教頭、学年主任、生徒指導部長、学年生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラーとし、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等のいじめの問題に関する措置を実行的に行う関係者で構成する。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や指導計画の作成、校内研修の企画。
- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、通報の集約、生徒や保護者へのいじめ防止の啓発等に関する取組を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有できるようにする。
- ・本校のいじめ対策について取組の検証と改善を行う。

4 いじめを未然に防止するために

〈生徒に対して〉

- ・生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・授業や行事、部活動への取り組み等、学校生活全般に対して目的意識を持たせ、目標を設定して仲間と協力・協調した活動が行われるように指導する。
- ・思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業

や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒が持つようさまざまな活動の中で指導し、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論できる場を設定する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見ていたら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・嫌がらせやいじわるなどもいじめのひとつであることを自覚させ、何度も繰り返されたり多くものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることを理解させる。生徒の対人関係の持ち方を日常的に観察し、嫌がらせやいじわるが日常的に行われることのないように継続して指導する。

〈学校として〉

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、その結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」への本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取り組みを進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・「いじめはどこにでも起こりうる」という意識を常に持ち続けて生徒の活動を観察する。

〈保護者・地域に対して〉

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・生活ノートを活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・日常の学校生活の中で積極的な言葉がけを行うなど、直接的なふれあいを大切にする。そのような中で、教員がチャンスカウンセリングを意識して行き、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担任はじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・アンケートなどを積極的に活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒やその保護者からの訴えを、親身になって聴き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えないところでの被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・必要に応じて学年集会を開き、生徒たちへの規範意識の高揚を目的とする指導を行う。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

7 特に配慮を要する生徒への対応

特に配慮を要する生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応ができるよう支援する。

- ①特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒。
- ②特別な事情があり、親元を離れて生活する生徒。
- ③海外から帰国した生徒・国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒。
- ④性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。
- ⑤各地での災害や事故等により被災した生徒や避難している生徒など。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

9 保護者・地域との連携

- ・保護者、PTAの組織や「みどりの風応援団」と連携し、朝のあいさつ活動に取り組む。
- ・地域や校区内の小学校と連携し、地域・学校からいじめを撲滅するための取り組みを進める。
- ・PTAや地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取り組みを発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応を行う。
- ・校内いじめ問題対策委員会だけではなく、スクールソーシャルワーカーとの連携、電話相談窓口の周知（教育相談指導室、こうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・子ども安全ホットライン」）等により、児童生徒の相談体制を整えるとともに、問題に対して迅速かつ組織的な対応を行う。

11 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、「いじめ」という行為に至った心情や経緯の過ちを考えさせるとともに、相手の思いや辛さに気づかせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

12 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒・保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

13 その他

- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、校内いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。